

平成25年11月22日

各 位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎  
(コード番号：4572)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 相川 法男  
(TEL：078-302-7075)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割（以下「株式分割」という）、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性、流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。それに伴い、当社定款の一部を変更します。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割

##### (1) 分割の方法

平成25年12月31日（火）（当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成25年12月30日（月））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成25年12月31日（火）（当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成25年12月30日（月））最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成25年10月31日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式分割前の発行済株式総数	82,650株
② 株式分割により増加する株式数	8,182,350株
③ 株式分割後の発行済株式総数	8,265,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	30,000,000株

##### (3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成25年12月6日（金）
② 基準日	平成25年12月31日（火）（実質的には平成25年12月30日（月））
③ 効力発生日	平成26年1月1日（水）

#### (4) 株式分割に伴う新株予約権の行使価額の調整について

本株式分割の実施に伴い、効力発生日以降、下記の通り当社が発行する新株予約権の1株当たり行使価額（以下「行使価額」という）を調整します。また、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100倍となります。

回次	付与日/割当日	調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年ストック・オプション第2回①	平成16年6月21日	49,538円	496円
平成16年ストック・オプション第2回②	平成16年6月21日	49,538円	496円
平成16年ストック・オプション第3回②	平成16年10月1日	49,538円	496円
平成17年ストック・オプション第4回	平成17年1月25日	99,075円	991円
平成17年ストック・オプション第5回	平成17年4月1日	99,075円	991円
平成18年ストック・オプション第7回	平成18年4月3日	99,075円	991円
平成18年ストック・オプション第8回	平成18年7月18日	99,075円	991円
平成18年ストック・オプション第9回	平成18年10月16日	99,075円	991円
平成18年ストック・オプション第10回	平成19年1月4日	99,075円	991円
平成19年ストック・オプション第11回	平成19年4月16日	99,075円	991円
平成19年ストック・オプション第12回	平成19年7月17日	99,075円	991円
平成25年ストック・オプション第13回	平成25年3月15日	42,100円	421円
行使価額修正条項付き第14回新株予約権（注）	平成25年6月17日	93,450円	934.5円

（注）第14回新株予約権は行使価額修正条項が付されており、調整前行使価額および調整後行使価額はそれぞれ行使価額の修正に係る下限行使価額を記載しております。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式数

「2. 株式分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日（水）

（参考）平成25年12月26日（木）をもって、株式会社東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

「2. 株式分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年1月1日（水）をもって当社定款の一部を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条（発行可能株式総数）を変更します。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設します。
- ③ 第6条の変更および第7条の新設並びにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生を定めるため、附

則を新設します。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更後
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行通り)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>300,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第33条 (条文省略)	第8条～第34条 (現行通り)
(新設)	<u>附則</u> 第6条の変更、第7条の新設およびそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成26年1月1日とする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

以上